

別紙1 色彩基準

建築物等の外観の各立面の色彩は、各立面の面積の3分の2以上の部分(着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。)については、刺激的な色彩や装飾(光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。)を避け、周辺の眺望・景観と調和するよう、次に掲げるマンセル表色系の範囲は使用しない。

色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	—	6を超える
7.5RP から7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から2.5GY (7.5Y は含まない)	—	4を超える

